

令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第3回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	令和4年8月10日（水）15時00分～15時40分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（5名）	川口俊一 志賀玲子 原田いづみ 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（5名）	喜納浩信 白石裕治 和 るりか 日高実禎 三浦辰男（敬称略）
	使用者代表委員（5名）	岩重昌勝 岩元義弘 瀬平秀人 濱上剛一郎 森山麗子（敬称略）
	事務局（4名）	中所労働局長 中村労働基準部長 勝田賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 令和4年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 令和4年度地域別最低賃金の審議・決定状況 審議会進行時の配付資料 1 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書 2 専門部会審議経過本審報告書 3 鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）	

○ 山本会長

これから、令和4年度第3回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。
まず、本審議会の成立状況につきまして、事務局より報告をお願いします。

○ 勝田賃金室長

それでは、ご報告いたします。審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されておりますが、本日は、全ての委員にご出席いただいておりますので、本審議会は有効に成立しております。以上です。

○ 山本会長

本審議会は有効に成立しているということですので、これより審議を始めたいと思います。
まず、1番目の議題の令和4年度鹿児島県最低賃金の改正審議についてです。これにつきまして、審議の前に事務局から本日の資料の説明をお願いします。

○ 勝田賃金室長

本日配布の資料について、ご説明いたします。資料1は、令和4年度地域別最低賃金の審議・決定状況でございます。現在、30の労働局で結審しております。

Aランクについては、Aランクに属する6労働局、すべての労働局において、目安どおりの31円引き上げで結審しております。

Bランクについては、Bランクに属する 11 労働局のうち、8 労働局において結審しており、目安どおりの 31 円引き上げが 6 労働局、プラス 1 円の 32 円引き上げが 2 労働局となっております。

Cランクについては、Cランクに属する 14 労働局のうち、9 労働局において結審しており、目安どおりの 30 円引き上げが 7 労働局、プラス 1 円の 31 円引き上げが 2 労働局となっております。

Dランクについては、Dランクに属する 16 労働局のうち 7 労働局において結審しており、目安プラス 1 円の 31 円引き上げが 2 労働局、目安プラス 2 円の 32 円引き上げが 4 労働局、目安プラス 3 円の 33 円引き上げが 1 労働局となっております。

効力発生予定日は、10 月 1 日が 22 労働局、10 月 2 日が 3 労働局、10 月 5 日が 5 労働局となっております。

以上でございます。

○ 山本会長

ありがとうございました。令和 4 年度鹿児島県最低賃金の改正審議につきましては、7 月 4 日に鹿児島労働局長から諮問を受けまして、鹿児島県最低賃金専門部会を設置し、今日まで 4 回に亘り審議を行ってまいりました。本日、10 時から開催されました第 4 回専門部会で結論が出ましたので、この場で、松枝部会長代理から、その報告と審議経過について説明をお願いしたいと思います。

事務局は、資料を配付してください。

○ 松枝部会長代理

それでは、鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告と審議経過の報告をさせていただきます。

令和 4 年 8 月 10 日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県最低賃金専門部会部会長、山本晃正。鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和 4 年 7 月 4 日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の考え方にに基づき最新のデータにより令和 2 年 10 月 3 日発効の鹿児島県最低賃金、時間額 793 円は令和 2 年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記。公益代表委員、原田いづみ、松枝千鶴、山本晃正。労働者代表委員、喜納浩信、白石裕治、日高実禎。使用者代表委員、岩重昌勝、瀬平秀人、濱上剛一郎。

別紙 1。鹿児島県最低賃金。1 適用する地域、鹿児島県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1 時間、853 円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、法定どおり。

別紙 2。鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について。詳細は紙面のとおりでございますが、令和 2 年 10 月 3 日発効の 793 円の鹿児島県最低賃金と令和 2 年度の生活保護費は、18～19 歳・単身世帯者について、確認した結果、鹿児島県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかったとのことです。

（松枝部会長代理から山本会長へ報告書を手交）

○ 松枝部会長代理

続きまして、審議経過報告を簡単にご報告いたします。

令和4年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議については、本年7月4日に鹿児島県最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計4回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くしております。

審議経過。第1回専門部会を7月22日、第2回専門部会を8月5日、第3回専門部会を8月8日、第4回専門部会を8月10日に開催いたしました。

第1回専門部会におきましては、専門部会を非公開とすること。また、鹿児島県労働組合総連合より意見陳述も行われました。続いて、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が表明されました。

労働者側委員からは、主に、3要素を考慮すること。また、コロナ禍から経済も回復基調にあり、人への投資が必要であり、その重要な要素の1つが最低賃金の引上げにほかならない。また、急激な物価上昇を考慮しますと、生活水準の維持・向上の観点からも消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要である。地域間格差は、労働力の流出につながる。最低賃金の引上げについては、中小・零細事業者の経営環境がとりわけ厳しい状況にあることは十分に理解しており、中小・零細事業者が賃上げしやすい環境整備を行い、通常の事業の賃金支払い能力を高めることが必要であるとの主張がなされました。

一方、使用者側委員からは、主に、最低賃金は、近年、一昨年を除き3%台の大幅な引上げが続く、多くの中小企業、小規模事業者からは苦境におかれた事業者の経営実態を無視した引上げではないかとの声が上がっている。全体としては、景気は改善傾向にあり、一定程度の引上げは容認しており、使用者側も賃上げ絶対反対ではなく、上げられるところは、上げることに同意している。しかしながら、K字型回復の中、コロナ禍の影響が深刻な業種においては、支払い能力にもしっかりと焦点を当てた議論をしないといけない。3要素に基づき、納得感のある水準で決定されるべきであるとの主張がなされました。

第2回専門部会におきましては、事務局より令和4年度中央最低賃金審議会における目安答申の伝達が行われた後、前回に引き続き鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行いました。

労働者側委員からは、第1回目に加えまして、別冊資料が示されて、経済状況、消費者物価、賃金改定状況調査結果、人材流出、国際比較、雇用情勢、生活保護、離島の状況等について、それぞれの数字を示した上で状況が説明されました。その上で、離島を含めた地域間格差の是正、また、急激な物価上昇等を考慮して、36円引き上げて857円とすることを求めると具体的な金額が提示されました。

一方、使用者側委員からは、中小企業景況調査等の資料が示されまして、主に、景気は改善しているものの、物価高によるエネルギー、原材料の高騰など厳しい状況が続いている。また、今年の4月以降においては、景況感も極めて厳しい数字が出ている。第4表①②を総合的に勘案し、賃金上昇率1.9%から考慮して16円、さらに4月以降の生計費の上昇を加えて20円との具体的な金額が提示されました。

第3回専門部会においては、さらに、前回に引き続き、金額改正の審議を行った結果、労働者側委員からは、前回も述べたとおり、基礎的な支出の物価が上昇している。また、生活保護との比較については、実態に合った労働時間で計算する必要がある。また、地域間格差の是正も必要であり、

離島を含む燃料費は今後も厳しくなると考えられるところから、総合的に判断して 34 円と考えているとの、新たな金額提示がなされました。

それに対して、使用者側委員からは、離島で生活する方も大変ではあるが、事業をする方も原材料費、燃料費の高騰は非常に苦しい思いをしている。3要素も考慮しているが、通常の支払い能力も重視した審議をお願いしたい。データや指標に基づいて議論する必要があるので、中賃の目安が基準とした 3.3%から、821 円に 3.3%を乗じた 27 円を提示したいと、新たな金額提示がなされました。

そして本日、第 4 回専門部会においては、前回に引き続き、金額改正の審議を行いました。

これまで 4 回に亘って、意見の一致に向けた審議を重ねてまいりましたが、労使各側とも物価高による賃金引上げの必要性は理解しつつも、労使に共通する物価上昇、景況感、通常の事業の支払能力に対する考え方に開きがあり金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至りました。

結論といたしましては、第 4 回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して、現行最低賃金 821 円を 32 円引上げて、令和 4 年度の最低賃金を 853 円としたいとの公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成 5 名、内訳は公益委員 2 名、労働側委員 3 名、反対 3 名、内訳は使用者側委員 3 名となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を 853 円に改定することを、当専門部会の結論とすることに至りました。報告は、以上でございます。

○ 山本会長

ただ今、松枝部会長代理から専門部会におけます鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告と審議経過につきまして、説明があったかと思えます。これにつきまして、何かご意見、ご質問がございませんでしょうか。

○ 山本会長

それでは、ただ今から鹿児島県最低賃金の改正決定につきまして、お諮りいたします。

本審議会は、ただ今の専門部会報告書の結論のとおり、鹿児島県最低賃金を時間額 853 円に改正することとしてよろしいでしょうか。

○ 濱上委員

異議があります。

○ 山本会長

ただ今、異議があるという発言がありましたので、この場では、採決により決定したいと思えます。その前に、議事の決め方について、事務局より説明をお願いします。

○ 勝田賃金室長

最低賃金審議会令第 5 条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによるとなっております。

以上でございます。

○ 山本会長

議事の決め方は、ただ今、事務局より説明があったとおりであります。

それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の結論を、当審議会の結論として決定してよろしいかお諮りいたします。

専門部会の結論につきまして、賛成の委員は、挙手をお願いします。専門部会の結論につきまして、反対の委員は、挙手をお願いします。専門部会の結論につきまして、棄権の委員は、いらっしやらないかと思えます。

採決の結果は、賛成9名、反対5名で、賛成多数によりまして、専門部会の結論と同じ結論に決しましたので、私から鹿児島労働局長に答申いたしますが、何かご意見等ありますでしょうか。どうぞ。

○ 瀬平委員

最低賃金の引き上げに関しまして、今結論が出たわけですがけれども、引き上げに伴いまして、私の方から、ご要望をさせていただきたいと思えます。資料を配布してもらってよろしいでしょうか。

改正に伴って使用者側からというか、企業の方々の考え方について、ご要望をしたいと思います。現在、小規模事業場等は、3年に及ぶコロナ禍にありまして、非常に厳しい経営を行っております。さらに、今年になりまして、ロシアのウクライナ侵攻、円安の影響等で原油価格や原材料価格が高騰しておりまして、60%以上の企業は価格転嫁ができないという状況で、経営に大きな影響を受けております。加えまして、コロナの第7波が影響もあり、そして、このような経済情勢の中で、最低賃金もさらに引き上げられるということになっております。そこで、苦境にあえぐ小規模企業等のために次のようなことを要望したいと考えております。

まず、小規模企業等への支援ということで、最低賃金の引き上げが賄える経営環境の支援ということで、先ほど来申し上げました原油価格の高騰とかゼロゼロ融資の返済、賃金の上昇によりまして経営状況が厳しくなっています。このために、小規模企業等が最低賃金の引き上げ分等を賄える、経営を継続していけるように、既存の支援策に加えまして、原材料費の高騰など小規模企業等の経営に悪影響を及ぼしております要因を解消するために、行政による支援を実施していただきたいと考えております。

2つ目に、小規模企業等の稼ぐ力の向上ということで、最低賃金の引き上げについて、できるだけ引き上げたいと考える事業者もおりますけれども、経済状況とか事業のやり方等では賃金を引き上げる状況にはないという事業者も多くあります。このために、経営基盤の強化とか、DXの取り組みとか、生産性の向上、販路の拡大など稼ぎにつながる企業努力をしている事業者に対しまして、行政におきまして、これの稼ぐ力を身に着けるための施策、支援を実施していただきたいと考えております。

大きな2番目としまして、大型の経済対策の実施ということで、政府には経済の好循環を生み出していくために、早急に大型の経済対策を実施していただきたいと考えております。

3番目に、税制及び社会保障の一体的な見直しということで、人手不足が深刻化している地方におきましては、最低賃金の引き上げに伴いまして、パート従業員が就業調整を加速することが予想されるために、政府におきましては、最低賃金の引き上げと合わせて、税制及び社会保障制度について、一体的に見直しを行い、パート従業員の就業調整を図る、人手不足を解消する施策を実施していただきたいということを要望しておきたいと思えます。

○ 山本会長

ありがとうございました。ただ今、使用者側から今後の経済対策、あるいは、小規模企業への支援等についての要望事項がいくつか述べられたかと思えます。さらに、専門部会の審議の中でも、出されておりましたけれども、価格転嫁が図られる環境変化が必要ではないかといったようなことも、労側からの主張があったかと思えます。従いまして、ただ今の主張されました事項につきましては、答申文の付帯決議という形で付け加えて答申文を作成したいと考えておりますので、それによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、事務局は答申文の準備をお願いいたします。

○ 山本会長

それでは、答申文の準備ができましたので、答申文を読み上げたいと思えます。

労働局長は、前の方をお願いいたします。

令和4年8月10日。鹿児島労働局長、中所照仁殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正。鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和4年7月4日付け鹿労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の鹿児島県最低賃金、時間額793円は令和2年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。なお、コロナ禍や原材料費等の高騰による厳しい状況下で、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持・確保できるよう、県においては、最大限の配慮がなされることを強く要望するとともに、生産性の底上げや取引関係の適正化など継続的に賃金引上げがしやすい環境整備を図るため、政府等において早期に対策を講じるよう、当審議会として下記付帯決議する。記。1中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、事業としての稼ぐ力をつけられるよう、鹿児島県所管の各種支援対策を拡充すること。2鹿児島で利用が必ずしも積極的とは言えない業務改善助成金については、利便性を一層向上させ、事業者への周知徹底を図ること。3政府は、大型の経済対策の実施に早急に取り組むなど、経済の好循環を生み出す施策を積極的に進めること。4人手不足が深刻化している地方において、最低賃金の引き上げによりパート労働者の就業調整が加速しないよう、政府は、最低賃金の引き上げと併せて税制及び社会保障制度等の一体的な見直しに取り組むこと。5最低賃金の引上げを踏まえ、公的価格の引上げや適正な価格転嫁が行えるよう環境整備を進めること。

別紙1。鹿児島県最低賃金。1適用する地域、鹿児島県の区域。2適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間853円。5この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6効力発生日、法定どおり。

別紙2。鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について。1地域別最低賃金、(1)件名、鹿児島県最低賃金、(2)最低賃金額、時間額793円、(3)発効日、令和2年10月3日。2生活保護費、(1)比較対象者、18~19歳・単身世帯者、(2)対象年度、令和2年度、(3)生活保護費(令和2年度)、生活扶助基準、第1類費+第2類費+期末一時扶助費の鹿児島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額、90,216円。3生活保護に係る施策との整合性について、上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(山本会長より中所労働局長へ答申文を手交)

○ 山本会長

答申文の交付が終わりましたので、鹿児島労働局長にご挨拶をお願いいたします。

○ 中所労働局長

本日は、委員の皆様におかれましては、業務ご多忙の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本年度の鹿児島県最低賃金の改正につきましては、7月4日に諮問をさせていただき、その後、最低賃金専門部会が設置されて、7月22日の第1回専門部会から本日まで、計4回の専門部会が開催されました。

今年は、中央最低賃金審議会の目安審議において、昨今の物価高がどう反映されるのか度々大きく報道され、目安答申においては、ABランク31円、CDランク30円と過去最高額となったことや当初答申見込日から1週間が空いた理由が報じられるなど、最低賃金に対する注目度が極めて高く、また、例年以上に暑い日が続く中で、長時間に亘る慎重かつ真摯なご審議を重ねていただきまして、本日、この第3回本審の席におきまして、鹿児島県最低賃金の改正に対しての答申を頂いたところでございます。

本年度も、中央最低賃金審議会の日程の関係等から、非常にタイトな日程の中での審議会、専門部会の開催となり、山本会長を始めとする公・労・使の各委員の皆様には、大変なご苦勞をおかけしたことを思います。心より感謝申し上げます。

本日の答申を受けまして、今後、私どもにおきましては、異議申出についての公示を経て最低賃金の決定を行い、官報掲載による公示の手続を進めてまいります。

また、鹿児島県最低賃金の効力が発生し次第、より多くの労働者、使用者、その他関係の方々にお知らせをして、最低賃金制度のより一層の周知と、その履行確保のための行政指導に努めて参りたいと考えております。

加えて、付帯決議におきましても、様々な要望をいただいたところです。新たな最低賃金の円滑な運用のため、中小企業・小規模事業者に対する各種の支援施策についても、鹿児島労働局をあげて、その周知説明等に取り組んでいきたいと考えております。また、必要な事項につきましても、働きかけを行っていきたくと考えています。

最後になりましたが、これまでの各委員の皆様のご尽力に対し、重ねてお礼申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。皆様、ありがとうございました。

○ 山本会長

それでは、次の議題は、その他となっておりますが、何か委員の皆様方からありましたら、ご発言をお願いいたします。

○ 山本会長

それではないようでございますので、今後の予定につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○ 松下賃金室長補佐

鹿児島県最低賃金の改正決定等に係る今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

本日、答申をいただきました鹿児島県最低賃金につきましては、直ちに審議会のご意見として答申の内容を公示いたします。

公示に対する異議申出の締め切りは、公示の日の翌日から15日目となりますので、8月25日木曜日が締切日となります。

したがって、異議の申し出があった場合は、異議申出締切日の翌日である8月26日金曜日、午前10時から、労働局の第2会議室で、第4回本審を開催し、異議申出の内容について審議いただくことになっておりますので、この日程の確保をお願いします。

なお、異議の申出がなかった場合は、審議の必要はありません。

また、産業別最低賃金につきましては、改正の必要性を審議していただくために8月16日火曜日、14時からと8月17日水曜日、14時から運営小委員会を開催することになっております。

運営小委員会で改正の必要性ありとなった場合は、第4回本審で局長に対し、必要性ありの答申をしていただき、その後、局長から金額についての調査審議の諮問を行い、そして、産別最賃の専門部会の委員の推薦公示を行いますので、9月9日金曜日までに推薦していただきたいこと。各専門部会は、できれば9月下旬頃から審議に入れるよう調整したいと考えています。

なお、産業別最低賃金の年内発効のためには、最終結審日は11月1日火曜日となります。

以上です。

○ 山本会長

ただ今、今後のスケジュールについての説明があったかと思えます。今後、公示を行いまして、異議の申し出があった場合は、異議申出締切日の翌日である8月26日金曜日の10時から第4回本審を開催することになりますので、日程の確保をお願いいたします。

また、8月16日火曜日、14時からと8月17日水曜日、14時から運営小委員会を開催して、産別最賃の専門部会の委員の推薦を、9月9日金曜日までにさせていただきたいということですので、この日程についても、ご準備をよろしくをお願いします。

ほかに、事務局から何かありますでしょうか。

○ 勝田賃金室長

特にございません。

○ 山本会長

それでは、最後に、議事録確認者を指名いたします。労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いします。

以上をもちまして、予定しておりました本日の全ての審議が終了しましたので、本日の審議会はこれで終了します。ありがとうございました。